

第 6 期

富田林市分別収集計画

平成 22 年 6 月

富田林市 市民人権部 衛生課

目次

第6期富田林市分別収集計画

番号	項目	ページ
1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法（法第8条第2項第4号）	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	9
13	特記事項 （1）富田林市における分別収集の状況 （2）法第8条第2項第5号について	10

第6期富田林市分別収集計画

平成22年6月

1. 計画策定の意義

本市は水と緑の豊かな、恵まれた自然環境や、寺内町の町並みをはじめとした、優れた歴史的文化遺産などが数多く残された土地柄である。

これらの資産を活用しながら、さまざまな都市環境基盤や時代のニーズに対応した施策を市民とともに進めてきた。

本市の第4次総合計画では、まちづくりにおける基本的な理念と10年後の富田林市のあるべき姿をしめし、市民と行政が連携・協働してまちづくりを進めることをめざしています。

そのため

- 平和ですべての市民が互いに尊重しあえるまちづくりをめざす
- 透明性が高く市民本位の地域経営をめざす
- 明日の担い手を地域で連携しながら育むまちをめざす
- いつまでも健やかで生きがいを持って暮らせるまちをめざす
- 環境にやさしい循環型のまちをめざす
- 安全で快適に暮らせるまちをめざす
- 地域資源をうまく生かした活力あるまちをめざす

の7つをまちづくりの理念として住みよいまちづくりを進めて行く。

快適で潤いのある生活環境を維持していくためには、消費型生活を見直し、廃棄物循環型社会の構築を目指すことが必要であり、そのためには、行政・市民・事業者が一体となって地球環境に配慮したごみの減量化、資源化、リサイクル化を推進していくことが重要である。

本市の廃棄物処理は、可燃ごみ、不燃ごみの中間処理並びに最終処分は、富田林市を含む7市町村（平成22年度より6市町村）で構成する南河内清掃施設組合（平成22年度

より南河内環境事業組合)によって行っているところである。

しかし、人口の増加並びに社会状況の変化により、著しく増加するごみ問題に対処するため、本市を含む7市町村が、平成8年2月からごみの総量抑制としてのごみのシール制を実施したところである。

本計画は、このような状況のなか、一般廃棄物の容積比の6割を占めると言われている容器包装廃棄物を、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づいて分別収集し、最終処分量の減量化を進める一方で廃棄物循環型社会を構築するため、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場を初めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たり次のとおり基本的方向を示す。

- 行政・市民・事業者が一体となったごみ排出抑制と、資源再利用の取り組みによる環境への負荷を低減した、快適で潤いのある地域社会の実現を目指す。
- 関係者が一体となった、ごみ減量とリサイクル運動を推進する。

3. 計画期間

本市の第6期分別収集計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5カ年間とし、この計画は3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本市の分別収集計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ、スチール、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチックを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

◇各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（単位：t／年）

種別 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
容器包装廃棄物	7,334 t	7,319 t	7,303 t	7,287 t	7,275 t

◇各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み《内訳》

（単位：t／年）

項目 \ 年度		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
缶	スチール缶	321	320	320	319	319	
	アルミ缶	285	284	283	283	282	
	小 計	606	604	603	602	601	
ガラスびん	無色ガラス	182	182	182	181	181	
	茶色ガラス	193	193	193	192	192	
	その他ガラス	485	484	483	482	481	
	小 計	860	859	858	855	854	
紙製	紙パック	212	211	211	210	210	
	段ボール	1,022	1,020	1,017	1,015	1,013	
	その他紙製容器包装	1,642	1,639	1,635	1,632	1,629	
	小 計	2,876	2,870	2,863	2,857	2,852	
プラスチック	ペットボトル	445	444	443	442	442	
	その他プラスチック製 容器包装		2,547	2,542	2,536	2,531	2,526
		(うち白色トレイ)	66	66	65	65	65
	小 計	2,992	2,986	2,979	2,973	2,968	
合 計		7,334	7,319	7,303	7,287	7,275	

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、行政・市民・事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら進めて行く。

（1）啓発活動の充実

市民・事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動を進める。

- ① 広報「とんだばやし」による啓発活動
- ② 市民参加によるごみの再資源化啓発の取り組みとして、市主催で「リサイクルフェア」の開催と市後援で「ふれあいフリーマーケット」の開催 各年1回実施。
- ③ その他市及び関係団体主催行事に参加し、ごみ問題啓発コーナーを設置

（2）排出抑制と再資源化の実施

- ① ごみの収集について、ごみシール制を実施し、生ごみと資源ごみの分別の徹底並びに排出量の抑制を図っている。
- ② 事業者エコショップへの参加を呼びかけると共に簡易包装を推進し、包装廃棄物の排出抑制を図っている。
- ③ 地域社会における集団回収の取り組みを推進するため、登録団体が回収した古紙等各1キログラムにつき4円を補助している。
- ④ 協力店による、牛乳パックの拠点回収を実施している。
- ⑤ 生ごみ処理機購入補助制度を実施し、台所からのごみの減量化を図っている。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶 一般家庭は昭和58年10月から実施 事業系は平成7年9月から実施		
主として ガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </td> </tr> </table>	{	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん 一般家庭は昭和58年10月から実施 事業系は平成7年9月から実施
{	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器		
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック 平成2年4月から実施		
主として段ボール製の容器包装	段ボール 昭和58年10月から実施		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの	ペットボトル 平成10年1月から実施		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 平成12年12月から実施		

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規程する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

種別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
主としてスチール製の容器	179 t		179 t		178 t		178 t		178 t	
主としてアルミニウム製の容器	96 t		96 t		95 t		95 t		95 t	
無色のガラス製容器	合計 125 t		合計 125 t		合計 124 t		合計 124 t		合計 124 t	
	(引渡)量 336 t	(独自処理)量 125 t	(引渡)量 335 t	(独自処理)量 125 t	(引渡)量 335 t	(独自処理)量 124 t	(引渡)量 334 t	(独自処理)量 124 t	(引渡)量 333 t	(独自処理)量 124 t
茶色のガラス製容器	合計 133 t		合計 132 t		合計 132 t		合計 132 t		合計 131 t	
	(引渡)量 336 t	(独自処理)量 133 t	(引渡)量 335 t	(独自処理)量 132 t	(引渡)量 335 t	(独自処理)量 132 t	(引渡)量 334 t	(独自処理)量 132 t	(引渡)量 333 t	(独自処理)量 131 t
その他のガラス製容器	合計 336 t		合計 335 t		合計 335 t		合計 334 t		合計 333 t	
	(引渡)量 336 t	(独自処理)量 336 t	(引渡)量 335 t	(独自処理)量 335 t	(引渡)量 335 t	(独自処理)量 335 t	(引渡)量 334 t	(独自処理)量 334 t	(引渡)量 333 t	(独自処理)量 333 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
主として段ボール製の容器包装	724 t		722 t		721 t		719 t		718 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 t		合計 t		合計 t		合計 t		合計 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの	合計 230 t		合計 230 t		合計 229 t		合計 229 t		合計 229 t	
	(引渡)量 230 t	(独自処理)量	(引渡)量 230 t	(独自処理)量	(引渡)量 229 t	(独自処理)量	(引渡)量 229 t	(独自処理)量	(引渡)量 229 t	(独自処理)量
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 581 t		合計 580 t		合計 579 t		合計 578 t		合計 576 t	
	(引渡)量 581 t	(独自処理)量	(引渡)量 580 t	(独自処理)量	(引渡)量 579 t	(独自処理)量	(引渡)量 578 t	(独自処理)量	(引渡)量 576 t	(独自処理)量
(うち白色トレイ)	合計		合計		合計		合計		合計	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量)	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法（法第8条第2項第4号）

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

◇人口変動率

区分／年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	120,190人	119,949人	119,709人	119,469人	119,230人
人口変動率	0.9980	0.9980	0.9980	0.9980	0.9980

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

缶・びん等の容器包装廃棄物の収集体制等については、一般家庭においては昭和58年10月から、事業系については平成7年9月から、ペットボトルについては平成10年1月から、またその他プラスチックについても平成12年12月から分別収集を実施し、収集体制はほぼ確立している。

また、平成19年度から一般家庭における資源ごみ収集業務を直営で行うことにより、分別収集の充実を図っている。

また、平成23年度から新たな紙パック回収拠点の増設を図り、ごみの減量化に努める。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

◇分別収集の実施主体

	分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ缶	缶とびん類	直営による指定日収集	委託業者
	スチール缶			
びん	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック			
	段ボール	紙類	集団回収団体による収集	集団回収団体
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	直営による指定日収集	委託業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック類	直営による指定日収集	委託業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール・アルミ）、ガラスびん（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、紙製容器包装（紙パック）、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装については、民間の資源リサイクルセンターで選別、圧縮、保管を行う。段ボールについては、集団回収団体により分別収集を行い、収集後廃品回収業者に引き渡される。

◇分別収集の用に供する施設の整備計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ缶	缶とびん類	透明または半透明の袋 または プラスチックコンテナ	パッカー車 2トン	民間施設 資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
スチール缶				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック	網かご	パッカー車 2トン	民間施設 資源リサイクルセンター
段ボール	紙類	縛る	民間の平トラック	民間施設
ペットボトル	ペットボトル	透明または半透明の袋	パッカー車 2トン	民間施設・資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック	透明または半透明の袋	パッカー車 2トン	民間施設 資源リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)

13. 特記事項

(1) 富田林市における分別収集の状況

本市のごみ処理は、生ごみ、粗大ごみ、資源ごみの空き缶、空きびんとペットボトルそしてその他プラスチックの5種類に分別収集している。

その内資源ごみは、一般家庭については空き缶、空きびんを昭和58年から、ペットボトルは平成10年1月から、その他プラスチックを平成12年12月から、また事業系の空き缶、空きびんについては平成7年9月から、住民及び事業者の協力により資源ごみとして分別収集している。

これ以外に集団回収として、町会・老人会・子供会等の各団体により新聞・雑誌・段ボール等の回収を、拠点回収として協力店により牛乳パックを回収している。

資源ごみ・集団回収・拠点回収による分別収集は、市民に定着しているため、容器包装廃棄物における缶・びん・ペットボトル・牛乳パック・段ボールについては、現行の分別収集を実施していく。

また、その他プラスチックの収集は、搬出重量に比べて容積が大きいので平成15年4月から、収集回数を月1回から月2回に変更しており、ペットボトルの収集についても平成19年4月から月2回に変更をしている。

(2) 法第8条第2項第5号について

本市の計画収集人口は、平成8年度から平成21年度の減少率を見ながら用いた。

ごみの総排出量の予測は、平成20年度に算出した「ごみ処理基本計画」の数値はこれも現状との開きが大きいため平成21年度における過去2年間の数値を参考に算出している。ただし、ごみの総排出量に対する各容器包装廃棄物の排出量の比率は、環境省が平成16年度から20年度に6市を対象に行った一般廃棄物の組成調査から得られた「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」のD市の平均値を参考にして算出している。

◇富田林市の一般廃棄物排出量の推移

区分／年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総排出量	41,044 t	40,962 t	40,880 t	40,799 t	40,717 t